

令和 7 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	令和 8 年 2 月 1 2 日（木）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 2 0 分まで
場 所	東大阪市役所 1 8 階 大会議室
出席者	<p>（委員）</p> <p>☆新崎委員、安城委員、和泉委員、井上委員、岩浅委員、植田委員、瓜生委員、五島委員、★関川委員、高橋委員、中川委員、西岡委員、西村委員、濱田委員、原委員、藤枝委員、三星委員、安田委員、由井委員、☆吉邨委員</p> <p>（★委員長 ☆委員長代理）</p> <p>（庁内出席者）</p> <p>副市長、理事（健康部長事務取扱）、福祉部長、生活支援部長、子どもすこやか部長、子どもすこやか部政策推進担当官、学校教育部長、社会教育部長、地域福祉室長、高齢介護室長、障害者支援室長、生活福祉室長、児童相談所設置準備室長、子ども見守り相談センター所長、保育室長、健康部次長、教育政策室長、学校教育推進室長、学校教育推進室参事、社会教育部次長、企画課長、地域福祉課長、高齢介護課長、地域包括ケア推進課長、障害施策推進課長、生活支援課長、子ども家庭課長、施設給付課長、子ども相談課長、地域支援課長、健康づくり課長、母子保健課長、施設整備室次長、社会教育課長</p> <p>東大阪市社会福祉協議会</p> <p>（事務局）</p> <p>地域福祉課</p>
議 題	<p>（1）児童福祉専門分科会社会的養育等課題検討部会 令和 7 年度審議の報告</p> <p>（2）「東大阪市いきいき長寿 T R Y ぷらん 2 0 2 7」の策定について</p> <p>（3）第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の策定について</p> <p>（4）（仮称）東大阪市子ども・若者計画の策定に向けた取組状況について</p> <p>（5）その他</p>
議事録 要旨	<p>（開会の挨拶：福祉部長）</p> <p>（新任委員の紹介）</p> <p><u>（前回の審議会でのご質問に対する回答）学校のバリアフリーについて</u></p> <p>（事務局）</p> <p>前回の社会福祉審議会において、3 点ご質問をいただいた。</p> <p>まず 1 点目は、整備に係る予算規模についてである。お手元の資料にお示ししているとおり、トイレ改修については、屋内運動場空調設備等整備事業における既存体育館のトイレ改修と、東大阪市学校施設長寿命化計画に基づく既存校舎のトイレ改修の 2 項目がある。</p> <p>まず、既存体育館のトイレ改修に係る予算規模だが、令和 7 年度は 1 億 9,953 万 9,171 円となっている。</p> <p>また、既存校舎のトイレ改修については、令和 7 年度の予算規模は 1 億 5,850 万円となっている。</p> <p>次に 2 点目、学校施設のバリアフリー化の進捗状況についてだが、こちらも 2 つに分けて説明する。</p>

まず、既存体育館に関する整備のうち、トイレ改修については、令和5年度は26校、令和6年度は28校、令和7年度は16校で実施している。また、一体化スロープ改修については、令和5年度は5校、令和6年度は3校、令和7年度は4校で実施している。

続いて、既存校舎のトイレ改修についてだが、令和5年度は3校、令和6年度は2校、令和7年度は4校となっている。

なお、既存トイレの改修にあたっては、スペースの制約等も踏まえながら、可能な限り多目的トイレを設置するよう配慮している。

次に3点目、エレベーター整備の考え方についてだが、東大阪市学校施設長寿命化計画には「新たな施設整備にあたっては、エレベーターの設置等により更なるバリアフリー化を検討する」と記載されている。その具体的な事例として、令和7年度から8年度にかけて玉美小学校の校舎増築を予定しており、この増築部分についてはエレベーターを設置する予定である。

(委員)

小学校のバリアフリーにおいては、新設校については法令により義務化されているため、引き続き整備を進めていただければと思う。

一方で、既存の学校について質問がある。既存不適合となっている学校について、今後改修を進めていくことは理解したが、現時点で未整備の学校がどの程度あるのか、本市の状況をお伺いしたい。

大阪府内の他市ではすでにほぼ解消されている市もあると聞いているため、本市が府内でどの程度の状況にあるのかを知りたい。

(事務局)

既存不適合の学校数についてだが、法令が改正されるたびに基準が変わるため、改修を行っても再度対応が必要となるケースもあり、現時点で正確な数は把握できていない。

本市としては、建て替えや大規模改修の際に、既存遡及の考え方にに基づき、順次改善を図っている状況である。

(委員長)

可能であれば、令和8年時点など一定の時点で、現行法令に照らしてどの程度の学校が未整備となっているのか調査していただけるとありがたい。まずは現状把握をお願いしたい。

(事務局)

調査には委託が必要になると考えられるため、難しい面もあるが、把握できる範囲で状況確認に努めたい。

(委員長)

次回の審議会の冒頭などでも、またご説明いただけると参考になると思うので、よろしくをお願いしたい。

議題(1) 児童福祉専門分科会社会的養育等課題検討部会 令和7年度審議の報告

(児童相談所設置準備室より報告)

(委員)

社会的養育等課題検討部会の部会長として、事務局の説明に補足する。

検討部会においては、令和12年度に児童相談所を設置するというもので設置時期も明確になり、この間、東大阪市としてどうするかという検討が進められてきた。

社会的養育、すなわち社会で子どもを担い育てていくということは耳触りの良い言葉ではある。ただ、実際は、これまで家庭養育が困難な子どもたちについては、府の児童相談所と本市で連携、役割分担しながら対応しており、二重行政のもとで家庭での養育が困難と判断された場合は、家庭から分離され、その後は近隣施設、あるいは虐待の状況によっては市外の施設で養育されるケースもある。

そのような中、児童福祉法の改正が重ねられていき、2017年には社会的養育ビジョンが示され、「家庭養育優先」の考え方が打ち出された。それを受けて、本市としても、市内にある児童養護施設や乳児院など、これまで大阪府の児童相談所の社会資源となっていた施設について、令和6年度にヒアリングを実施している。

また、里親会の活動についてもさまざまなかたちがあり、それらをどのように推進していくかという課題について、検討部会では、これまで整理してきた内容を実際に検証していくプロセスに入っている。その間、新たに加わった委員も含めた当事者の声の聴き取りや里親支援のあり方に関する研修の受講など、検討部会の委員自身が理解を深めているところでもある。

本市にとって最適なかたちというのは、すぐに結論が出るものではなく、現在の組織体制や社会資源との調整を踏まえ、今回整理いただいた内容をもとに、さらに具体的に精査していく必要がある。

これまでの議論や整理を踏まえ、スケジュール感も含めて、次年度以降の整備につなげていきたいと考えている。

(委員)

資料番号1の3ページの棒グラフについて確認したい。

東大阪市の児童虐待の件数だが、東大阪子ども家庭センター(東大阪市管轄分)での対応件数が1,987件、子ども見守り相談センターへの相談件数が1,457件とある。これまで、要対協で示された相談対応件数は1,400~1,500件程度だったと思うが、現在の件数についてお答えいただきたい。

(事務局)

本資料では、全国比較を行うため、児童相談所における児童虐待対応件数を基準として整理している。その数字が、今おっしゃっていただいたとおり、令和4年度の児童相談所での対応件数は1,987件で、1,457件は東大阪市の子ども見守り相談センターにおける虐待相談件数となっている。

(委員)

それを踏まえたうえで申し上げると、令和4年度の全国の児童虐待対応件数

は、この資料では 21 万 9,170 件となっているが、最新（令和 6 年度）では 22 万 3,691 件とさらに増加している。都道府県別で見ると、東京・神奈川・大阪といった都市部で件数が多く、大阪は 2 万 3,493 件となっている。一方で、最も少ない鳥取県は 213 件であり、大都市と地方で大きな差がある。中央値でも 2,192 件（和歌山県）程度である。

こうした中で見ると、東大阪市は割合としても多い状況にあると言える。また、生活保護受給世帯が多いという地域特性が類似している兵庫県尼崎市は、児童相談所設置に向けて先行している印象もあるため、今後の参考としてはどうかと考える。

児童相談所の設置は非常に大きな施策であり、生活保護や児童虐待の改善を同時に進めていくことが理想だが、状況によっては児童相談所の分室（ブランチ）のような施設での対応も含め、冷静に検討していただきたい。

（委員長）

将来、児童相談所を設置するだけでなく、現在の課題を解決しながら人材を育成し、令和 12 年度に円滑に引き継げるよう準備することが重要である。

12 年度に採用する職員だけでなく、現在担当している職員を育成しながらバトンタッチしていくことが必要であり、職員の確保・育成、特に育成については同時並行で取り組んでいただきたいと考えている。

（委員）

素人の質問で恐縮だが、児童相談所の設置は、大阪で虐待件数が多いことが背景にあると思うが、施設数との関係が気になっている。

全国と比較して、東大阪市の関連施設が少ないのか、それとも施設数は同程度で件数だけが多いのか。施設や窓口が増えれば、相談件数も増える可能性があるため、結果的に全国との差が広がるのではないかと思う。

相談件数が多いのであれば、施設数だけでなく、職員数の確保が重要であり、職員の負担軽減の観点からも人員体制の充実が必要ではないかと思う。

（事務局）

児童相談所の設置数については、大阪府下が特に少ないという状況ではない。現在は、国から「人口 50 万人に 1 か所程度」という目安が示されており、本市での設置は、ちょうどこの基準に合致する。

本市が児童相談所を設置した場合、大阪府の東大阪子ども家庭センター（東大阪市・八尾市・柏原市を担当）から東大阪市分を引き継ぐ形となるため、設置によって相談件数が大幅に増加するとは考えにくい。

ただし、窓口が増えることで相談が増加する可能性はあるため、その点も踏まえながら、今後の需要を見据えて必要な体制整備を進めていきたい。

（委員長）

必要に応じて人員を増やすべきではないかというご指摘は重要なので、ぜひ、今後の検討に反映していただきたい。

議題(2) 「東大阪市いきいき長寿TRYぷらん2027」の策定について
(高齢介護課より報告) ※報告のみ

議題(3) 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定について
(障害施策推進課より報告) ※報告のみ

議題(4) (仮称)東大阪市子ども・若者計画の策定に向けた取組状況について
(企画課より報告)

(委員)

細かくご説明いただき、大変わかりやすかった。

先ほどの、社会的養育等課題検討部会の資料に「分離」と記載されていたが、実際の現場では、大阪府と市の窓口が分かれていることで、虐待通報の際に二度手間になったり、十分に連携が取れていなかったりするケースがあると感じている。

私自身、その後のケース会議にも出席することがあるが、今回の検討部会の委員の方々だけでなく、実際に現場で対応している保育園や小学校の教員、保健所の職員など、そういった現場の声をより広く拾っていかないと、東大阪市における児童相談所設置に向けた課題の明確化が難しいのではないかと考えている。

また、資料番号4の1ページ目の(2)③において、「当事者である子ども・若者を直接支えている保護者・家庭及びその支援者」と書かれており、彼らに対してもパブリックコメントを実施するとのことであったかと思うが、特に現場で直接関わっている立場としては、「どのようなテーマで、何を聞きたいのか」をもう少し明確にしていれば、より多くのアンケートや意見が集まるのではないかと思う。

社会的養育等課題検討部会の委員構成を大きく変えることが難しい中でも、そうしたかたちで幅広く意見を集めることにより、より良い情報が得られるのではないかと思うので、検討いただきたい。

(事務局)

今回のパブリックコメントは全市民を対象として実施するものだが、ご指摘のとおり、支援者の方々からの意見も重要であると認識している。

関係部局にも働きかけを行い、そうしたの方々からの意見もできる限り収集できるよう工夫し、その内容を新たな計画に反映させていくよう努めてまいります。

(委員長)

私もこれまで複数の計画策定に関わってきたが、最終段階でパブリックコメントを実施するものの、形式的に終わってしまい、回答も無難なものにとどまるケースが少なくない。

しかし今回は、より広く、特に関係者から意見を集めることで、政策をブラッシュアップする機会として捉えていただき、ぜひ実効性のあるかたちで取り組んでいただきたいと思う。

(委員)

「子ども・若者計画」にある「インクルーシブなまちづくり」についてだが、非常に幅広い分野にまたがる取組であり、従来の枠組みだけでは対応が難しい課題が多いと感じている。
教育委員会、道路・交通部門、さらには政策部門などが一層連携し、横断的に取り組んでいただくようお願いしたい。

(5) その他

(委員にとって今回が任期最後の審議会となることから、意見・感想等を自由にご発言いただいた。)

(委員)

これまでの議論を振り返ると、多くの課題に取り組んできたと感じており、その一方で、今後取り組むべき課題も非常に多いと感じている。これらの議論の積み重ねが子どもたちの未来につながり、東大阪市に住んで良かったと思ってもらえるように、引き続き皆様とともに考えていきたい。

(委員)

先ほど委員長がおっしゃったパブリックコメントの活用については、そのとおりだと思う。私も、そうした対応が望ましいと感じた。

(閉会の挨拶：副市長)

以上